

報告第2号

平成25年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月2日提出

愛西市長 日 永 貴 章

*地方自治法施行令第146条第2項

「普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。」

写

26愛西財第39号
平成26年5月13日

愛西市議会議長 鬼頭勝治 殿

愛西市長 日永貴 章



平成25年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。





平成25年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳				
					既特	特定財源			一般財源
						収入	国庫支出金	県支出金	
3	民生費	2 児童福祉費	子ども子育て支援新制度システム導入事業	7,938,000	7,938,000			7,938,000	
8	土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	7,398,000	7,398,000				7,398,000
合 計			15,336,000	15,336,000				7,938,000	7,398,000

平成26年5月13日提出

愛西市長 日永 貴

